

弥富市有料広告要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が所有する財産等のうち広告媒体として活用が可能なものに有料で広告を掲載若しくは掲出をさせ、又は広告が掲載された物を無償提供として受ける場合の基本的な基準、手続等を規定することにより、自主財源を確保し、もって市の健全な財政運営に資することを目的とする。

(広告主となり得る主体の範囲)

第2条 国、弥富市以外の地方公共団体及び法人その他の団体並びに個人事業主は、広告主となることができる。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 市町村税に滞納がある者
- (2) 本市において指名停止を受けている者
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続中の者又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更正手続中の事業者
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当するもの又はこれに類似するものに係る業種又は事業者
- (5) 消費者金融及び高利貸しに係る業種又は事業者
- (6) たばこに係る業種又は事業者
- (7) ギャンブル（宝くじを除く。）に係る業種又は事業者
- (8) 法令等に定めのない医療に類似する行為に係る業種又は事業者
- (9) 社会上の問題となっているものに係る業種又は事業者
- (10) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載の対象とすることが適当でないと市長が認める者

(広告内容の基準)

第3条 広告内容は、次の各号のいずれにも該当しないものでなければならない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公の秩序若しくは善良な風俗を乱すもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 特定の主義又は主張に当たるもの（意見広告を含む。）

- (6) 事実と異なるもの
- (7) 虚偽であるもの又は誤認されるおそれのあるもの
- (8) 責任の所在が不明確であるもの
- (9) 内容が不明確であるもの
- (10) 個人の氏名を広告するもの
- (11) 比較広告
- (12) 懸賞広告及びクーポン付きの広告
- (13) 市の公共性、中立性若しくは品位を損なうもの又はそのおそれのあるもの
- (14) 青少年の保護又は健全な育成の観点から適切でないもの
- (15) 求人広告及びこれに類するもの
- (16) 良好な景観の形成を損なうもの又はそのおそれのあるもの
- (17) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載の対象とすることが適当でないと市長が認めるもの

2 前項各号に掲げる内容に係る基準は、必要に応じ市長が定める。

(広告の募集等に係る手続)

第4条 広告の募集、申込み、審査及び決定等の手続は、あらかじめ、その性質に応じて、広告媒体ごとに定めなければならない。

2 前項の場合において、広告媒体の性質が類似しているときは、当該類似する広告媒体について、一の手続として定めることができる。

3 前2項の規定により手続を定めるに当たっては、その内容が公平かつ公正であるよう努めなければならない。

(委員会)

第5条 広告主及び広告内容について審査を行うため、弥富市有料広告審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(組織)

第6条 委員会は、副市長、総務部長、総務課長、財政課長及び秘書企画課長で組織する。

(委員長)

第7条 委員会に委員長を置き、副市長をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第8条 委員会は、広告掲載の申込みのあったときに、委員長が招集する。ただし、委員長が委員会の招集の必要がないと認めたときは、会議の開催に代えて、書面により審査を行うことができる。

2 委員会は、委員長（委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する者）及び半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員会には、特に必要がある場合は、関係職員を説明者として出席させることができる。

(庶務)

第9条 有料広告に係る総合調整及び委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。